地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細

市町村名: 川西町

〇地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号~第4号関係)

- 1 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
 - 〇山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者等の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を行う。
 - ・地域公共交通会議における、町内交通ネットワークの課題に関する協議・検証及び 系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善(川西町)
 - 〇山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供するよう検討する。(川西町・事業者)
 - ・GTFS-JP の作成・提供の検討 (川西町)
 - 〇山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(川西町)
 - ・地域公共交通計画<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、町民や来訪者への普及啓発 (川西町)
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの今後の導入について検討 (川西町・事業者)
 - ○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・町報にデマンド型乗合交通の利用促進に係る記事を掲載(川西町)
 - ・デマンド型乗合交通登録者及び利用者を対象としたアンケート調査の実施(川西町)
 - 運行データを分析し、利用者ニーズに合ったサービスについての検討(川西町)

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 〇山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の川西町相当分の達成
 - ・県全体目標(目標年度 R7 年度末)RESAS 移動実態数値(本県への来訪者数等): 県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・川西町目標値(目標年度 R7 年度末) 県外 470 人、県内 1,750 人
 - 〇山形県地域公共交通計画 中目標(3)数値目標3の川西町相当分の達成
 - ・県全体目標値(目標年度 R7 年度末) 市町村総合交付金対象路線・サービス(本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体)の人口あたりの乗車人員: 2.50 回/人
 - ・川西町の目標値(目標年度 R7 年度末)
 - 0.50回/人(直近年度の実績7,134人)
 - 〇山形県地域公共交通計画 中目標(3)数値目標4の川西町相当分の達成
 - ・県全体目標値(目標年度 R7 年度末) 市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7, 203 万 6 千円 (直近年度の実績 5, 602 万 8 千円) 路線バス : 4 憶 6,000 万円 (直近年度の実績 4 憶 7553 万 4 千円) コミュニティバス: 4 憶 4,000 万円 (直近年度の実績 5 憶 3,331 万 4 千円) デマンド交通: 1 憶 5,000 万円 (直近年度の実績 2 憶 4,033 万 9 千円)

タクシー: 1 憶円(直近年度の実績3,000 千円)

・川西町目標値(目標年度 R7 年度末)

地域鉄道:6,912 千円 (直近年度の実績5,375 千円) 路線バス:2,842 千円 (直近年度の実績3,502 千円)

デマンド交通: 10,312 千円 (直近年度の実績 7,266 千円)

- 〇上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)
 - デマンド交通の年間利用者数:8,500人(直近年度の実績7,134人)
 - ・デマンド交通の川西町負担額:10,312 千円(直近年度の実績7,266 千円)
 - ・本町からみた運行経費における利用者との負担割合(会計年度):50.0%(直近年度 の実績63.6%)
 - 利用者から満足しているとアンケートで回答があった割合:80.0%(直近年度の実績86.0%)
- ○事業の効果
 - ・上記路線を維持することにより、本町全域における高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、 効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
- ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法
- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の RESAS の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績をもとに、川西町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るデマンド型乗合交通について、 その運行に係る費用総額 7,266 千円のうち、川西町から運行事業者への補助金額につい ては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとして いる。

また、デマンド型乗合交通への上記補助金額も含めた「別紙(山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する川西町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号~第4号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者<u>【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額<u>【車両減価償却費等国庫</u> 補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

〇その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

〇山形県地域公共交通活性化協議会 (全体協議会)

<令和3年度>

・令和3年6月28日(第1回):国庫補助要綱改正を踏まえた地域公共交通計画の

修正についての議論

・令和3年8月25日(第2回):地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画

認定申請の提出等についての議論

・令和4年1月31日(第3回):令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業

評価についての議論

・令和4年3月24日(第4回):令和4年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫

補助金の手続き等について

〇山形県地域公共交通活性化協議会(地域別部会)

<令和3年度>

山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会(置賜)

・ 令和 4 年 2 月 (書面協議): 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業 詳細の変更

〇川西町地域公共交通会議

<令和3年度>

・令和4年1月25日(第1回):令和3年度地域公共交通確保維持事業に関する事業 評価について

<令和4年度>

・令和4年5月10日(第1回):川西町デマンド型乗合交通の当日予約の実施について

○山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

・令和3年4月20日:補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び 疑似が協議会事務局(山形県)により川西町民も含めた県民全てに公開され、疑似やその他地 域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映 につなげている。

本町では、デマンド型乗合交通利用者に対するアンケート調査及び運行実績より、利用者の意見の収集、利用状況の検証を行っている。集約した町民の意見や検証結果は、住民のニーズに沿うような利便性向上に向けた検討に反映している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1)過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2)交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)山形県東置賜郡川西町大字上小松 977-1

(所 属) 川西町

(氏 名) 大河原 綾乃

(電 話) 0238-27-1133

(e-mail) machizuku@town.kawanishi.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R5年度

		運行系統名等 (申請番号) 起点 経由地 終点	運行系統			系統	計画	計画	利 利 便 送 増 継 後 続		:	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
市区町村名	運送予定者名		運行 日数	運行 回数	特例措置	特例措置	運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7·9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)				
	 川西観光タクシー(有)	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 kr 復 kr	365日	3,285回			区域運行	2(1)	JR米坂線(犬川駅、羽前小 松駅、中郡駅)及びフラ ワー長井線(西大塚駅)と の接続	3
	(有)大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 kr 復 kr	365日	3,285回			区域運行	2(1)	JR米坂線(犬川駅、羽前小 松駅、中郡駅)及びフラ ワー長井線(西大塚駅)と の接続	3
川西町	(有)みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往 kr 復 kr	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線(犬川駅、羽前小 松駅、中郡駅)及びフラ ワー長井線(西大塚駅)と の接続	3
		(4)				往 kr 復 kr	日	回						
		(5)				往 kr 復 kr	日							

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
- 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R6年度

		運行系統名等	運行系統			系統		計画	計画	利便増進特	運送継続	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
市区町村名	運送予定者名	(申請番号)	起点	経由地		ャロ和 理1]	運行 回数	特 例 措 置	特 例 措 置	運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7·9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)		
	川西観光タクシー(有)	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往復	km km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線(犬川駅、羽前小松駅、中郡駅)及びフラロー長井線(西大塚駅)との接続	3
	(有)大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往復	km km	365日	3,285回			区域運行	2(1)	JR米坂線(犬川駅、羽前小 松駅、中郡駅)及びフラ ワー長井線(西大塚駅)と の接続	3
川西町	(有)みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		往復	km km	365日	3,285回			区域運行	2(1)	JR米坂線(犬川駅、羽前小 松駅、中郡駅)及びフラ ワー長井線(西大塚駅)と の接続	3
		(4)				往 復	km km	田	0						
		(5)				往復	km km	日	0						

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
- 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

+-		運行系統名等 (申請番号) 起点 経由地 終点	運行系統			系統		計画計画		利 運送 継続 進 議		i	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
市区町村名	運送予定者名		£0	運行 遺日数 匠	運行 回数	特例措置	特例措置	運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)				
	川西観光タクシー(有)	(1) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		-	km km	365日	3,285回			区域運行	2(1)	JR米坂線(犬川駅、羽前小 松駅、中郡駅)及びフラ ワー長井線(西大塚駅)と の接続	3
	(有)大京タクシー	(2) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		-	km km	365日	3,285回			区域運行	②(1)	JR米坂線(犬川駅、羽前小 松駅、中郡駅)及びフラ ワー長井線(西大塚駅)と の接続	3
川西町	(有)みどりタクシー	(3) 川西町デマンド型乗合交通		町内全域		-	km km	365日	3,285回			区域運行	2(1)	JR米坂線(犬川駅、羽前小 松駅、中郡駅)及びフラ ワー長井線(西大塚駅)と の接続	3
		(4)				-	km km	日	0						
		(5)				-	km km	B	回						

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す
- 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

町内どこでも乗降可能 毎日運行

川西町デマンド交通のご

デマンド 交通 Lit?

前日までに電話で予約を行 うと、乗り合いタクシーが予 約のあった複数の方を乗降場 所の戸口から、それぞれの目 的地の戸口まで送迎します。

利用される方は事前の会員 登録が必要です。



~デマンド交通運行内容~

利用方法

- ▼利用日の1週間前から前日までに、予約センターへ電話予約が必要です。
- ▼予約受付 毎日 午前8時30分~午後5時 ※利用日前日の予約は午後4時まで
- ▼予約センター 100238-42-3288
- ▼その他 利用の際は必ず会員証を携帯してください。

運行日

▼毎日

運行便

▼一日9便(午前5便 午後4便)

午前 7時30分便、8時30分便、9時30分便、10時30分便、11時30分便

午後 1時00分便、2時00分便、3時00分便、4時00分便

※運行便の時間はタクシーがタクシー会社を出発する時間です。

その時間に迎えに行くのではありません。

- ※通常、予約した便の一時間後までには目的地に到着します。
- ※予約した便に乗れない場合は、予約した便の運行前に予約センターに申し出いただけ れば、後発の運行便に乗ることができます。

目的地

▼町内どこでも乗り降りできます。

料金

▼500円(小学生以上)

※カワニシお買い物券、福祉タクシー利用助成券でのお支払いも可能です。

(例:自宅から病院まで行く場合)

利用日の一週間前から前日までに、

予約センター 【0238-42-3288】 に電話で予約

利用者



「上小松の川西花子 です。会員番号は 10001番です。」 「13 日に 7 時 30 分 便で自宅から公立置 賜総合病院までお願 いします。」 「1 時 00 便で公立 置賜総合病院から 自宅までお願いし ます。」

予約センター



「上小松の川西花子 さんですね。ご予約 は何日の何時便で、 どちらからどちらま でご利用ですか?」 「13 日の 7 時 30 分 便で自宅から公立置 賜総合病院までです ね。」

「帰りはどうなさい ますか?」 「乗り合わせで目的 地に向かいます。少 し時間がかかりま す。お待ちください。 ご予約ありがとうご ざいました。」

※運行便の時間はタクシーがタクシー会社を出発する時間です。

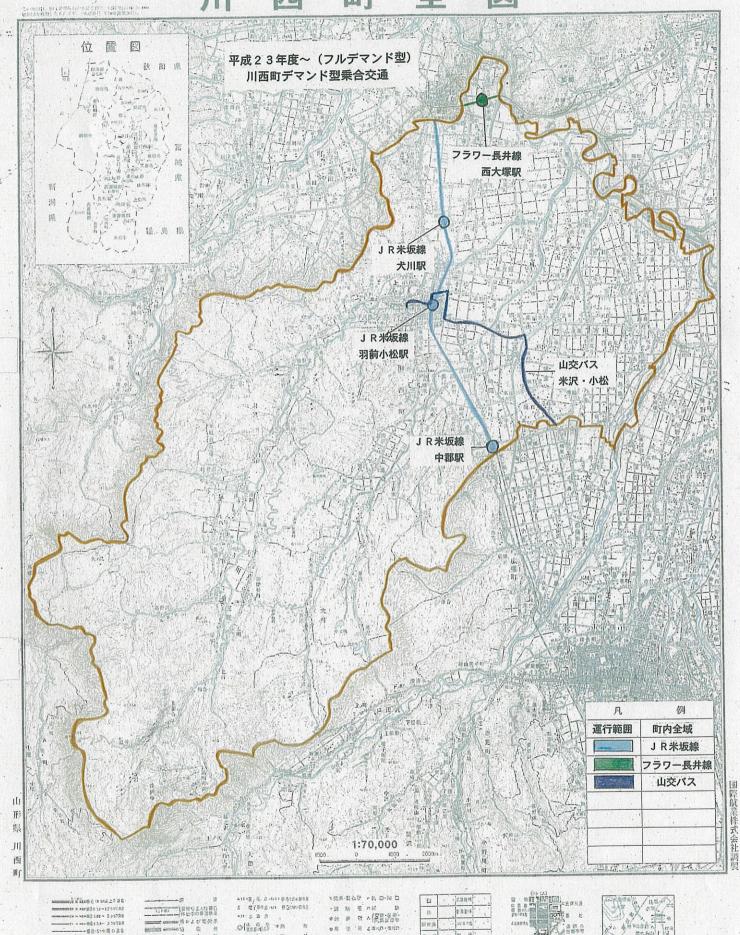
乗合での運行により各家等を回るため、少し時間がかかりますので ご了承ください。

予約のキャンセル

▼予約をキャンセルする場合は、必ず予約センターに電話をしてください。

申込問合せ先

▼川西町役場 まちづくり課 企画調整グループ ☎0238-27-1133



51

O (Brationer with

4 拉 の日本の・日本の から た 二 水 中 ツ 京 王 京 中 ツ 京 王 京 第 日 日 から キ サ ヤ か 上 か カ 円 受力の・受力の・上 か ・ 世 受力の

15 版社 n 10





表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名 川西町

(単位:人)

	\ + \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	人口
人口集中地区以外	14558
交通不便地域等	14558

交通不便地域等の内訳

<u> </u>		
人口	対象地区	根拠法
14,558人	町内全域	過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法2条1項

地域公共父通計画、地域公共父通利使瑁進美施計画、地域旅各連达サービ人継続美施計画の東定年月日及び

特例適用開始年度

7,	10 H H 4 4 4 4 4		
	計画名	策定年月日	特例適用開始年度
	山形県地域公共交通 利便増進実施計画(長井版)	令和3年8月25日	

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に 記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運 輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送 サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)